

# 平成28年度 富士川町利用者負担額一覧表（月額保育料）

1号認定【教育標準時間】	
階層区分（1～5階層）	利用者負担額(円)
① 生活保護世帯	0
② 市町村民税所得割非課税・市町村民税均等割課税世帯	2,000
③ 市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯	10,000
④ 市町村民税所得割課税額77,101以上 211,200円以下の世帯	15,000
⑤ 市町村民税所得割課税額211,201円以上の世帯	20,000

2号・3号認定		【保育標準時間】		
階層区分（1～10階層）	利用者負担額(円)			
	0～2歳	3歳	4,5歳	
① 生活保護世帯	0	0	0	
② 市町村民税(所得割・均等割)非課税世帯	6,000	4,000	4,000	
③ 市町村民税均等割課税・市町村民税所得割課税額24,300円未満の世帯	12,000	10,000	10,000	
④ 市町村民税所得割課税額24,300円以上48,600円未満の世帯	14,000	12,000	12,000	
⑤ 市町村民税所得割課税額48,600円以上 72,800円未満の世帯	18,000	16,000	15,000	
⑥ 市町村民税所得割課税額72,800円以上 97,000円未満の世帯	21,000	19,000	18,000	
⑦ 市町村民税所得割課税額97,000円以上 125,000円未満の世帯	27,000	25,000	24,000	
⑧ 市町村民税所得割課税額125,000円以上 169,000円未満の世帯	32,000	28,000	26,000	
⑨ 市町村民税所得割課税額169,000円以上 301,000円未満の世帯	37,000	29,000	27,000	
⑩ 市町村民税所得割課税額301,000円以上の世帯	40,000	30,000	28,000	

【保育短時間】		
利用者負担額(円)		
0～2歳	3歳	4,5歳
0	0	0
5,400	3,600	3,600
10,800	9,000	9,000
12,600	10,800	10,800
16,200	14,400	13,500
18,900	17,100	16,200
24,300	22,500	21,600
28,800	25,200	23,400
33,300	26,100	24,300
36,000	27,000	25,200

## ● 多子軽減について

- (1) 1号認定のうち、3歳から小学3年までの児童が複数人いる場合  
 (2) 2号・3号のうち、小学校就学前までの児童が複数人いる場合  
 上記に該当する場合は、軽減があります。

年齢の高い順	利用者負担額
2人目	利用者負担額の半額軽減
3人目以降	利用者負担額の全額免除

## ● その他軽減について

「ひとり親世帯」、「在宅障害児(者)のいる世帯」、「生活困窮世帯」等のうち、条件を満たす場合は軽減があります。詳しくは、子育て支援課まで問い合わせください。

## ● 注意事項

- (1) 利用者負担額の算定は、4月分から8月分は前年度(平成26年中)の市町村民税課税額を基に決定。9月分から翌年3月分は、今年度(平成27年中)の市町村民税課税額を基に決定します。  
 (2) 住宅取得控除は、特別控除前の金額により算定をします。  
 (3) 年少扶養控除は、算定に反映しないこととします。